

NAO Letter

NAO 税理士法人

編集発行人 代表社員 **髙井直樹**

〒500-8335 岐阜市三歳町4-2-10 TEL 058(253)5411代) FAX 058(253)6957

◆ 8月の税務と労務

国 税/7月分源泉所得税の納付

8月10日

国 税/6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

8月31日

国 税/12月決算法人の中間申告 8月31日

国 税/9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間

申告(年3回の場合) 8月31日

国 税/個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日

地方税/個人事業税第1期分の納付

都道府県の条例で定める日

地方税/個人住民税第2期分の納付

市町村の条例で定める日

(条月) AUGUSI							
0月 11日・山の日							
		一月一	一火一	水一	一木一	金	-
	٠	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	٠	۰	۰
1							

(帝日) ALICLIST



山の日 本年から8月11日が、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」日として国民の祝日「山の日」になり、これにより、祝日の年間日数は16日となりました。山の日の祝日化への動きは国際山岳年である平成14年頃から始まり、平成26年5月に議員立法により山の日を祝日とする法案が成立しました。



が遺遺 間 異 先及び注文主が負うべき責 管 元 事業 なってい 理 0) 等に 安全 者 主、 派 関 衛 ・ます。 産生の確認 して、 ع 請負 負とで 事 保、 雇 ·業者)、 用 主剣 は、 責、(働、 任派派時労

対確つこのこの 図 **||ることが** いて労働者派遣なこのため、業務の いため、 、労働 それ 必 時 時間管理の適正化をれに応じた安全衛生者派遣か請負かを明 要です。

労働者派遣 請負 とは

(1) 遣自 労働働 先 已 の指雇 者 者 揮用 派派 **坤命令を受けて、** 用する労働者を、 飛遣とは、派遣元 元 こ派が

> とをい さの ではることを業として行うこ派遣先のために労働に従事 います $\widehat{\mathbb{Z}}$

> > 令

契 係

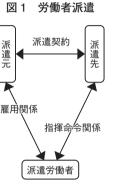
れによりなある場合

れは、

7

約 が

双方が、事業に該当なり行われ



b 派 遣

ます 法等

仮れ

労働

遣

i

づ 0) 事

いた運

用

を求

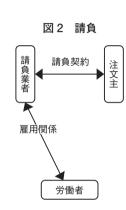
元

働 の関

派者

造流造

す が労違もて 生じないと 働いのの請請 位事の は、 は、 断者との一 図 負負 $\underbrace{\overset{\neg}{2}}_{\circ}$ いという点は明負には、流が、労働者が、労働者が 完成を目 労 働 0 命注 派的結 任文主との 中一関係 とする あ 果とし ŋ ŧ



判断 基 進

注文主と労働者との間 に 指 揮

働者派遣法等に抵金受けずに、事なを受けずに、事な あ ります。 の場合は、事実上の場合派遣車 と判 抵触すること 断 この事業 わ者許 が労ゆ派可

働に細の準ら 次の○と○のいずれにも芸働局への照会等でご確認下さに公開された資料、都道府児組は、厚生労働省ホームペー **学が設けられていますらかにすることを目め** 労働者派遣と請負の 概 、要に つ られていますの 生労働省ホー・コいて触れまり ますが、 的の ムペー とする X 府県労 で、 分 らい を 詳そ 基明 ジ

(-) はれ するときは、 次 の労働 労働 該当しな から 万 者 と二のいずれにも該当 の直接利用が遺とされる 請負とし ③までの ます。 て判 あるとき 11 断

① 直 雇 も 作用する 該当 示その他の管理を自 利用 することにより、 するもの 労働者の 遂 いであ 労働 一に関 力を自 ら行うも ること。 以する指 自ず 己れ ĥ のに

当し、 労働 い請 め者派て負 (2) 0) 関 ら行うものであること。 「労働時 で する指示その あ ること。 間、

他

. の管

理

ど)を自ら行うものであるこ関する指示や労働者の配置なの管理(例えば、服務規律に確保等」のための指示その他 (3) ೬ 企業における秩序 の維

主」から「請免 態を示しました である。 者派遣なり、 あ ときは、 13 ります。 業務遂行 遣」と判 請負 ①に該当しない逐行の指示を行っ 2したが、 予断される可な」 ではなく ないことと の仮請 労働 13 負 っている 能 性が働 者 注の文形

き いようにする、+ が派遣元と 上でき えられ 業者の労働者へてと改めるには、ほこの場合、法に で労働者派遣を行う方法 ます。 元としての許 または の注に指文即 可 示主 L りを 時を受けたは請負業者 一から請ね 行 が わ な負へ

独 17

\$ 業務として契約 により請 該次 **机手方からの数** 当することにより け負った業務 の相手 13 を自 請ず 方 か自負れら己契に

日

立 して処理 するも のであ るこ

下つ い業 て、 達 0) すべ理 かつ、支払いたべて自らの責任の埋に要する資金に をのに

イ 料若しくは資材により、業間易な工具を除く)又は材しくは器材(業務上必要なし、調達する機械、設備若し、調達する機械、設備若

口 は経験に基づいて、業務を有する専門的な技術若しく自ら行う企画又は自己の務を処理すること。 理すること。

(1) 商 て、 注文主 品 一から請り 工 0) 直すことなど発の見直しや欠陥 明負業者に対し

> 請働接注者 の指 者派 文主 間 で 派遣には該当せず、₹
> 指揮命令ではないのではないのではないのではないのではないのではないのです。 指揮命令に わ わ業 る であ いので労 ŋ

ただし、注文主が直接、請 負労働者に作業工程の変更を 負労働者に作業工程の変更を 指揮命令に該当することから 偽装請負と判断されます。 為ますることから 為ますることから は、直接の 偽指作指負

だけをもって偽装請

負

していたとしても、一の労働者と請負労働

岡者と請り

負労働

の作業内容に連続 合であって、それ スペースが物理的 ていないことや、 労働者が混在して 原因で、注文主が に対し、業務の遂 ッ場 は に直接 で、注文主と請負業者 者が混在していることが ースが物理的に区分され あって、それぞれの作業 が混在していることが で、注文主が請負労働者 で、注文主が請負労働者 負 こってし

を用いて行う説明のみでは下で労働者に説明(資料等行う際に、請負業者の監督等について補足的な説明を請負契約の内容である仕様注文主が請負業者に対して、

(3)

請行場のて りません。 合 負と判断 れたことをもってについては、その 次の されるも 例 に該当 つって、 ンではあ い当する る対

みにに請に対てあ設初新 ま特説負つしのる備めた す)に男業いて立注のてな について説明を行う際に、対して、設備の操作方法等ての立場にある請負業者にある注文主が、借り手とし ある注文主が、借り至初めて使用する場合等新たな設備を借り受けれる場合等 特に必 ます)を受けさせる場合。 八業 者 必要となる実習を含(操作方法等の理解 の監督 下で労働者 ラ受け 立 主 声に、 た後 か

注文主が う技術指導等とされた 又主が請負労働者にな 又主が行う技術指導

(4)

りません。

安全確保の であ この 業者 せ わ ŋ, 者の労働者に対して直接り、元請事業者から下請確保のために必要なもののような指導や指示は、 示 は 務 当の 遂接請の

注

の衛 あ生 る事

④ 資材等の調達費用 ・ 資材等の調達費用 ・ 資材等の側とが必 ・ 責任により調達することが必 ・ 責任により調達することが必 ・ 責任により調達することが必 ・ ですが、資材等の価格が不 ・ ですが、資材等の側理に必要な資 ・ でする。 することとしても特に問 ・指示を行う場合 項について、) に、原材料について実費精算請負業務にかかる対価とは別結することが困難な場合は、 題 は

特に必要となる

受けさせ 解が困難 になる実

国民年金保険料納付の特例

平成28年4月より設けられた国民年金 の保険料に関する特例をご案内いたします。

① 事務処理誤りに関する特例

年金事務所や市区町村役場による事務処 理誤りにより、国民年金保険料の納付がで きなかった場合(参考:2年経過した保険 料は納付不可)は、申出をし、承認されると、 本来であれば納付をすることができない保 険料の納付や各種手続きをすることができ ることとなりました。

当時の状況について関連資料を集め、年 金事務所に対し、関連資料とともに所定の 書面を提出します。申出の根拠となる書類 として、相談票の控え、年金事務所の窓口 職員が交付した手紙やメモ、被保険者自身 が当時記入していたメモ等が該当します。

特例保険料の金額は事務処理の誤りがあ った当時の金額とされ、納付期限は申出が 承認されてから2年となります。

/できま

なお、申出が認められない場合は、3か 月以内に文書または口頭で社会保険審査官 に審査請求(不服の申立て)をすることも できます。

② 付加保険料の特例納付

付加保険料の特例納付制度とは、付加保 険料を納付期限までに納めなかったことに より、法律上辞退したものとみなされ、納 めることができなかった付加保険料を、過 去10年間までさかのぼって納めることを 可能とする制度です。

付加保険料の額は1か月あたり400円と され、65歳に達し老齢基礎年金の受給権 を取得したときには、1年につき「200円 ×付加保険料の納付月数」により算出した 金額が付加年金として支給されます。

なお、国民年金基金に加入している期間 については、付加保険料を納めることはで きません。

付加保険料の特例納付は平成28年4月 から3年間(平成31年3月31日まで)に 限られる点に注意を要します。

ス I ツ ク実施 ൱

助

成

ストレ 員 た 人当た 活動 4) ツ 年三回 面立ク ☆○○円を上りの助成は、 接指導は産 を限

が場の業のでき 業場が、ストレスチェックやそである従業員数五○人未満の事 スチェックが当分の 労働安全衛生法に の 費用の助 面 接指導などを実施した によるス 間 努力義務 卜

働者健康安全機構へ、届出期間届出・申請は独立行政法人労することは不要とされました。他の小規模事業場と団体を構成 は平成 樹者健 とし を終了す (届出期間+平成二十八年 の前 つき二万 年度とは て、実費額が支給されま 個出期間中で. 成二十八年十 健康安全機構 要件が変更さ も申 :ある) 月三十日ま .]を上)受付

成を受けること

傷病手当金等の申請(健康保険)

平成28年4月より傷病手当金と出産手 当金の計算方法の変更(支給開始日以前1 年間の標準報酬月額の平均額を用いる)が 行われ、これに伴い申請時の添付書類が新 たに設けられました。

申請期間の初日の属する月までの12か月 間に、勤務先変更、定年再雇用等で被保険 者証の番号変更があったとき、退職後に任 意継続被保険者になったときは、従前の会 社名、所在地、加入期間等を表示した所定 の添付書類を用意します(変更前後の事業 所とも全国健康保険協会の場合)。

健康保険組合が解散し、全国健康保険協 会に加入した場合は、健康保険組合の名称 及びその加入期間を記入します。

なお、現に加入している健康保険制度が 健康保険組合の場合は、各健康保険組合に 必要書類をお問い合わせください。